

## 第21回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年8月25日(火)午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(20名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、  
6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、9番 金子 秀美、  
10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、13番 山田 良一、  
14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、17番 江袋 實、  
19番 新野 庄右エ門、20番 牛谷 清海

(欠席委員:5番 鈴木 秀男、18番 星野 廣志 )

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 議 第 93号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 議 第 94号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(所有権の移転)

第 6 議 第 95号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(使用貸借権の設定)

第 7 議 第 96号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄、

主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたく  
と思います。よろしくお願ひします。

会長 登坂賢治

みなさん本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。

稲の刈り入れ間近となり、管理作業等でお忙しい時期になりました。去る7月14日に開催されました農振委員会主催の「笹巻きづくり」の記事が全国農業新聞にも取り上げられました。

明日26日は人・農地プランの検討会、27日から28日は東北・北海道農業活性化フォーラムの参加と視察研修が予定されておりますのでよろしくお願いいたします。

本日も慎重審議賜りますようお願いいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第21回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、20名であります。欠席届のあった委員は5番鈴木秀男委員、18番星野廣志委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。19番新野庄右エ門委員、20番牛谷清海委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 登坂賢治

日程第4、議第93号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

1ページをご覧ください。議第93号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は1件です。

(議第93号1番について朗読により説明)

議長 登坂賢治

次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第5、議第94号、農地法第5条の規定による許可申請(所有権の移転)に対する意見についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

2ページをご覧ください。議第94号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用にともなう所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第94号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は27年10月1日に着工し、平成27年10月15日で完了する計画です。農地区分は都市計画法で定められた第一種住居地域で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた第3種農地と判断されます。申請人は宅地建物取引業者であり、申請地を宅地分譲するものです。資金については、自己資金で賄う計画です。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次に担当農業委員より現地確認等の結果について、15番佐藤総一委員より報告願います。

15番 佐藤総一委員

番号1番について、平成27年8月18日、小形耕一委員、江袋 實委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請地は、小松郵便局南東側に位置する都市計画区域内の休耕状態の畑であります。申請者は、宅地建物取引業者であることから、宅地分譲を目的とした所有権移転による転用です。現地は市街地に位置しており、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(意見なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第6、議第95号、農地法第5条の規定による許可申請(使用貸借権の設定)に対する意見についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

3ページをご覧ください。第95号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第95号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は27年10月20日に着工し、平成28年7月31日で完了する計画です。農家住宅ですので、面積999㎡は妥当です。農地区分は農振農用地区域外(白地)で第1種農地と判断されますが、代替地検討した上での用地選定でもあります。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次に担当農業委員より現地確認等の結果について、15番佐藤総一委員より報告願います。

15番 佐藤総一委員

番号1番について、平成27年8月18日、小形耕一委員、江袋 實委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請地は、農振農用地区域外農地(白地)の田であります。申請人は現住宅の老朽化、進入路の長さによる冬期間の雪対策を考慮し、現地に農家住宅を建築するため申請するものです。土地改良区からの意見書も添付されており、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(意見なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第7、議第96号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

議第96号農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

4ページです。(議第96号本文及び5ページ整理番号6912番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただいまの件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件について計画内容で承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することにいたします。

議長 登坂賢治

これをもちまして、第21回川西町農業委員会総会を閉会いたします。